

令和6年第2回 〇〇地域ブロック会議

1. 自主財源の確保

- 市町村アンケートの結果（広告、ネーミングライツ、基金運用、ふるさと納税等）
- 固定資産税（償却資産）

2. 地域活性化

- 市町村アンケートの結果（観光、まちづくり、自治会加入促進等）

3. 消費生活センターの共同処理

■自主財源の確保・地域活性化について

- 現在府で取り組んでいる、「基礎自治機能充実強化基本方針」の策定にあたり、市町村にお聞きした課題として、「人材確保」や「公共施設の最適配置」のほか、「自主財源の確保」と「地域活性化」等があった。
- 「自主財源の確保」への課題認識
 - ・地域や人口規模を問わず、ふるさと納税への課題が多い
 - ・生産年齢人口の減少などによる自主財源の減少、独自の住民サービスが継続できないおそれ
- 「地域の活性化」への課題認識
 - ・地域や人口規模を問わず、観光など魅力発信に関する課題が多い
 - ・小規模な団体ほど、自治会への加入率低下や担い手育成が課題

■消費生活センターの共同処理

- 社会経済が一層高度化、デジタル化、グローバル化し、消費者を取り巻く環境が複雑化している
- 高齢化も進み、また消費者自身による解決も難しい問題も増加し、相談需要が高まる
- 消費生活相談業務に投入するヒト・モノ・カネが一層限られる
- 全国的には、既に共同処理（広域連携）による取組例がある

⇒各団体での今後の取組の参考にしていただけるように、取組事例等を紹介

1. 自主財源の確保

広告事業の実施状況

■ アンケートを実施した42団体のうち、**42団体**で広告事業を実施（**100%**）

＜実施している団体が多かった広告＞

広報誌関連	36団体 (85.7%)	61～20,430千円
ホームページ関連	28団体 (66.7%)	50～1,436千円
案内板・案内地図関連	16団体 (38.0%)	50～2,700千円
封筒関連	13団体 (31.0%)	25～1,090千円
窓口番号案内表示システム関連	9団体 (21.4%)	30～1,452千円
バス関連	9団体 (21.4%)	4～46,000千円
デジタルサイネージ関連	7団体 (16.7%)	1,500千～4,510千円
公用車関連	7団体 (16.7%)	30～720千円

※広告収入の内訳が記載のカテゴリーで示している金額にて作成

＜その他の広告例＞

家庭用指定袋（家庭用ごみ袋）	八尾市	3,000千円
エレベーター関連	富田林市	644千円
	河内長野市	158千円
マンホール蓋	大東市	（令和6年度見込額）120千円
雑誌スポンサー制度	富田林市	172千円

ネーミングライツの実施状況

■ アンケートを実施した42団体のうち、**18団体**でネーミングライツを実施（**42.9%**）

＜ネーミングライツの実施状況＞

運動施設	11団体（26.2%） ※実施しているが応募がない団体 1団体	100～7,700千円
文化ホール	9団体（21.4%） ※実施しているが応募がない団体 3団体	50～17,020千円
図書館	5団体（11.9%） ※実施しているが応募がない団体 1団体	90～700千円
公園	9団体（21.4%） ※実施しているが応募がない団体 3団体	500～3,624千円
道路（通り）	2団体（4.8%） ※実施しているが応募がない団体 1団体	100千円
橋梁	3団体（7.1%） ※実施しているが応募がない団体 3団体	—
歩道橋	7団体（16.7%） ※実施しているが応募がない団体 3団体	235～2,992千円
その他	10団体（23.8%） ※実施しているが応募がない団体 1団体	83～220,000千円

基金運用の実施状況

■ アンケートを実施した42団体のうち、**39団体**で基金運用を実施（**92.9%**）

＜基金運用の実施状況＞

公共債のみ	16団体 (38.1%)	100～36,000千円 (0.03～1.032%)
公共債＋一般担保付社債	7団体 (16.7%)	800～71,919千円 (0.43～1.8%)
定期預金	8団体 (19.0%)	1～10,327千円 (0.002～0.058%)
その他	8団体 (19.0%)	2,337～86,764千円 (0.07～1.175%)
未運用	3団体 (7.1%)	—

※その他…「定期預金＋公共債」「定期預金＋公共債＋一般担保付社債」「一般会計繰替」「一般担保付社債のみ」など

【公共債】

国債・地方債・政府機関債

【一般担保付社債】

他の債権よりも優先して弁済される債権

（特別法に基づいて発行される電力債、NTT債、東京地下鉄債、JMF（地方公共団体金融機構）債など）

■ 基礎自治機能の充実・強化に向けた支援に関する連携協定を締結している野村證券が実施する「債券基礎研修」

＜債券運用担当者向け研修（野村證券）＞

令和6年度	4月23日～4月25日	債権の基礎、国債、地方債、財投機関債、電力債、社債、劣後債、約定までの手続きなど
令和5年度	10月17日～10月19日	債権の基礎、国債、地方債、財投機関債、電力債、社債、劣後債、約定までの手続きなど
	5月23日～5月25日	債権の基礎、国債、地方債、財投機関債、電力債、社債、劣後債、約定までの手続きなど

ふるさと納税、企業版ふるさと納税の取組・工夫

能勢町

お礼品には町のInstagramのQRコード等を記載したお礼状を同封し、寄附者とつながりを持てるような結果、Instagramのフォロワーが令和4年度末と比較し**約2.3倍**となった。



大阪狭山市

民間アドバイザーの協力を得て、本市特産品大野ぶどうを活用した特産品の開発を検討している。



株式会社Another worksとの民間複業人材活用に関する連携

民間複業人材活用に関する連携協定を締結

令和6年9月2日に、市と株式会社Another worksは「民間複業人材活用に関する連携協定」を締結しました。

株式会社Another worksは、地方創生を推進する複業マッチングプラットフォーム「複業クラウド for Public」を運営しています。協定に基づき、市と株式会社Another worksは、民間複業人材活用に関する実証実験を行います。

募集職種

- ・市公式LINEの運用アドバイザー
- ・商品開発（市の特産品開発）アドバイザー

泉佐野市

＜企業版ふるさと納税について＞

寄附額増加の取り組みとして、企業のニーズや課題に応じた事業を展開している。例えば、企業版ふるさと納税制度では本社が所在する自治体への寄附はできないが、本市が実施する**こども食堂支援事業**では寄附企業が支援することも食堂の地域を指定することができる。これにより、本社所在地への直接的な支援が可能となる。

いずみさのもの 泉佐野産等の普及を通じた子どもの未来応援プロジェクト

スキーム図



高槻市

- ・ホテル誘致による賃料収入
 - ・ごみ処理施設での高効率ごみ発電導入による売電収入
 - ・市営バスオリジナルグッズの販売
- ⇒**合計約4.3億円**（令和5年度）

枚方市

下水道事業のイメージアップ及び保有財産の有効活用を図るため、交換や撤去により**役目を終えた鉄製のマンホール蓋を1枚3,000円で販売**しており、令和5年度は9枚、令和6年度は8枚販売した。



※掲載写真は、ご購入いただいた方々の活用事例（作品）です。

羽曳野市

- ・**LINEスタンプ分配金**収入（羽曳野市ご当地キャラクターつぶたんのLINEスタンプ作成・販売し、得られる分配金[売り上げ金の一部]収入）
- ・ふるさと納税返礼品パンフレットの作成、周知、市外での各種イベントでの周知、企業版ふるさと納税の開始
- ・デジタル住民票NFT販売
- ・受益者負担の適正化に向けた取り組みとして、手数料・使用料の見直しを4年に1回行っている。



太子町

- ・利用予定のない町有地の売却
⇒令和5年度実績：6筆 52,191千円
- ・KSI官公庁オークションにて**廃車予定だった消防車及び救急車を売却**
⇒令和5年度実績：1,979千円

固定資産税（償却資産）

固定資産税 償却資産とは

- ▶ 課税の対象：土地・家屋以外の「事業の用に供することができる資産」

例



飲食店

厨房設備、
冷凍冷蔵庫、
接客用家具など



工場

製造設備、
受変電設備など



不動産賃貸業

門、塀、
駐車場設備、
外構工事など



建設業

パワーショベル、
発電機など

・ 税収の割合：全体の5.6%

	区分		収入済額（百万円）	構成比（%）
		税収計		1,778,816
R5年度（府内合計）	市町村民税	個人	612,991	34.5
		法人	172,869	9.7
		計	785,860	44.2
固定資産税	土地		284,050	16.0
	家屋		329,632	18.5
	償却資産		99,978	5.6
	計		713,660	40.1

市町村ハンドブック 令和6年11月. (公財)大阪府市町村振興協会発行 より

償却資産特有の課題...

- ▶ 土地・家屋と異なり、所有者からの申告に基づき賦課徴収（登記がない）

申告にありがちな事象

×申告されない

申告が必要なことを知らないetc...

×申告誤りや過少申告

申告書の記載ミスや計算ミスetc...



申告を促す広報や課税調査など

適正課税に向けた取り組みが必要

取り組み状況

- ▶ 適正申告の促進支援 税理士会や納税協会と連携した広報展開

（府内30市町村と共同広報を展開 順次拡大中）

- ▶ 調査ノウハウ向上支援 市町村職員意見交換会の開催



**地道な取組の積み重ねで
財源確保へ**



2. 地域活性化

観光分野における地域活性化の取組

東大阪市

DMO（東大阪ツーリズム振興機構）が主体となって、伝統ある神社でのイベントを通じて東大阪の魅力に触れてもらうことを目的とし、枚岡神社でライトアップイベント『夏灯しの夢まつり～あかりに願いを込めて～』を開催。
2日間でおよそ4,300人が来場。



堺市

環濠北部エリアにある歴史的建築物等を活用した飲食・物販・展示観覧・宿泊施設に対し、観光受入環境整備に係る補助金を交付する取組を令和5年度から実施。令和5年度は、堺の伝統産業である刃物づくり体験ができる物販施設、飲食のテイクアウト施設、展示観覧施設など5件の整備が行われた。物販施設の売り上げも堅調で、新規出店が地域にインパクトを与えており、**メディアや雑誌等にも取り上げられ、遠方からの来客にもつながっている。**

高石市

<地域活性化ブランド戦略>

地域の魅力を発掘・発信する戦略を展開し、観光客や新しい住民の誘致を図るため、Instagramを週1回更新。また令和6年度高石シーサイドフェスティバル（花火大会）では、市内外から**約5万人の方が訪れた。**



枚方市

東海道56番目の宿場町として栄えた歴史を踏まえ、市民や観光客が気軽に立ち寄り観光情報に触れることのできる現代版「枚方宿」をイメージした**観光案内所「Syuku56（シュクゴジュウロク）」**を、令和6年9月に枚方市駅直結の枚方モール1階にオープンさせた。



まちづくり分野における地域活性化の取組

大東市

＜エリアの活性化＞

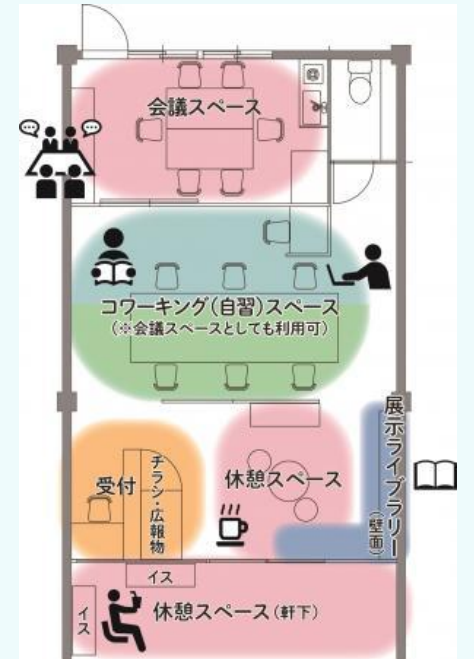
学校跡地や児童センター跡地を民間事業者に貸付、活用していただくことにより、エリアの活性化や課題解決等につながっている。また、市内で最も利用者が多いにも関わらずうまく活用できていなかった駅前エリアにおいて、**民間事業者が定期的にナイトマーケットを開催**することにより、賑わい創出につながっている。



大東ズンチャッチャ夜市：3～11月の毎月最終水曜に開催
約50の飲食店や物販店が出店

富田林市

令和3年1月に金剛地区の空施設（UR都市機構所有）を活用し、本市とUR都市機構で「∞KONROOM（インフィニットコンルーム）」という拠点施設を共同設置した。拠点ではコロナ禍のライフ・ワークスタイルの変化を踏まえ、**多様な世代が働き、学び、交流できる場**として、「コワーキングスペース」「自習・学習スペース」「会議スペース」「休憩スペース」「情報発信の場」を主な機能とし、地域の声やニーズを取り入れながら、地区の魅力向上に資する取組をモデル的に展開している。これらの運営によって、**施設利用者は年々増加し、施設主催のイベント集客にもつながっている**ため、金剛地区の再生・活性化に寄与している。



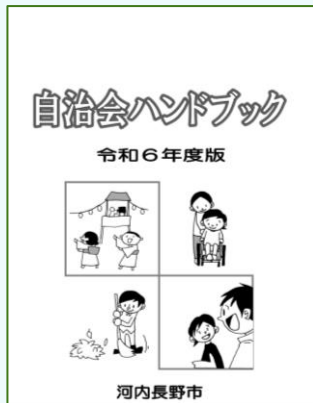
自治会加入促進の取組

河内長野市

転入届出時には、直接、転入者に対し、自治会加入促進チラシを配布するとともに、**不動産取引関係団体と自治会加入促進にかかる連携協定を締結**しており、不動産仲介業関係団体や開発事業者等とも連携し自治会加入促進チラシの配布を依頼している。

また、毎年「**自治会ハンドブック**」を作成し、自治会活動を進めるうえで参考になるような情報をまとめて、発信している。加入促進のための加入案内チラシのひな型や想定質問等を掲載している。

更に、自治会活動のデジタル化を支援しており、**スマホ教室の開催**（R4～）、**電子回覧板機能を備えた自治会交流アプリの導入支援**（R5～）を行っており、自治会活動の役員負担軽減を図り、担い手の開拓に繋げている。



♪講師派遣型スマホ講座の「ここがイイ!」♪

- 近くの集会所などで開催されるため、**気軽に参加**できる!
- 参加人数に応じて複数人の講師が派遣されるため、**手厚くサポート**してもらえる!
- 教えてもらった友達登録で、近所の人とも**つながる**きっかけに!
- 市の事業として講師を派遣するため、**安心して講座へ参加**できる!

泉佐野市

- **活動促進袋(家庭用指定ごみ袋)の無料配布**。町会(自治会)加入世帯に、毎月の広報誌配布時に同時配布(複数人世帯30ℓ袋8枚・単身世帯10ℓ袋8枚)。活動促進袋製造等の費用を泉佐野市町会連合会へ補助金交付。
- 町会(自治会)新規加入世帯へ**地域ポイント(さのぼ)5,000ポイント進呈**。
- 加入勧奨活動に対する町会(自治会)へのインセンティブとして、**新規加入1件あたり5,000円の報奨金を町会(自治会)に交付**。
- 町会、自治会加入勧奨支援事業。泉佐野市町会連合会を構成する町会(自治会)が行う加入勧奨活動に、**要請に応じて市の部課長級職員が支援員として同行**する事業。



町会・自治会に新規加入した世帯に「さのぼ」ポイントを付与しています!

泉佐野市町会連合会を構成する町会・自治会に新規加入した世帯を対象に、加入年度内に申請をした世帯に、「さのぼ」5,000ポイント(5,000円相当)を付与します。

世帯のいずれかの人が取得した「さのぼカード」に加算します。加入した町会・自治会が発行する「泉佐野市地域ポイント付与申請書」が必要です。「さのぼカード」と申請書を持って、平日午前8時45分～午後5時15分に自治振興課へ
※同じ町会・自治会の区域での居住を続けながら一時退会し、その後再加入した場合はポイント付与の対象とはなりません。



▲さのぼカード

その他地域活性化の取組

豊中市

市内消費喚起、キャッシュレス決済の推進によりまちの活性化につながる**デジタル地域通貨「マチカネポイントアプリ」の運用。**

アカウント登録者数約12万人、令和6年度はチャージ（1人あたり5万円上限、**チャージ額に5%のプレミアム付与**。総額10億5千万円）及び決済還元キャンペーン（店舗での利用額に対し20%還元。上限2,000円）を実施し、いずれも年度途中で予算の上限到達により終了した。



マチカネポイント

マチカネポイントは、豊中市が実施するイベントへの参加などにより貯める事ができるデジタル地域ポイントです。貯まったポイントは1ポイント1円として、市内加盟店舗で利用することができます。



豊中市 マチカネポイント
チャージプレミアムとあわせて最大**4,500円**分お得

本キャンペーンは終了いたしました

還元キャンペーン

キャンペーン期間 **2024/6/25 09:00 ~ 2025/3/31 00:00**
※本頁の上欄に詳しく記載済み

還元ポイント上限 **1人あたり2,000ポイント** 還元日 マチカネポイント（最終付与/利用日から2年以内）
還元ポイントの付与は後日 ※イベント参加などで貯めたポイントでの決済は適用されません

マチカネポイントチャージ アプリのダウンロードはこちら

最大**2,500円**分の**プレミアム**
チャージ額最大5万円（チャージ額に5%のプレミアム付与）
※チャージ額は現金チャージと同様（手数料は別途発生します）
クレジットカード（VISA、Mastercard、JCB）またはセブン銀行ATMでの現金チャージがご利用いただけます
※お申し込みの際は、必ずお名前と住所を記載してください

お問い合わせ先
マチカネポイント運営事務局
TEL:0120-56-1313

茨木市

- **地域課題の洗い出し、共有、解決方策の検討のため、地域活動の活性化に向けたワークショップを実施**（令和6年度までに19校区実施）
- **地域と学生がともに対話、課題解決の提案、提案内容の実践を行う「まちづくり検討会議」を実施**（令和6年度までに5校区実施）

多世代多様な楽しいコミュニティに!

茨木市 西地区 地域活動の活性化に向けたワークショップ
ワークショップニュース vol.1
令和6年12月

「西地区ってどう?地域の魅力と課題について共有しましょう!」 第1回 ワークショップを開催しました!

西地区のこれからの地域活動に向けて気軽に話し合う3回のワークショップがはじまりました。1回目の今回は、11月17日(日)に「西地区ってどう?地域の魅力と課題について共有しましょう!」をテーマに見聞交換を行いました。西地区地域協議会の印板会長のあいさつから始まり、市からの趣旨説明のあと、4つのグループにわかれて意見交換し、各グループから発表後、全体で共有しました。

地域の魅力が「住環境」と「人柄」、地域活動の魅力は「活発」「学校が協力的」「組織や担い手がしっかりしている」とされた一方で、地域の課題は「通学路が危ない」「交通」「買い物」が不便、地域活動の課題は「担い手不足」「加入者」「参加者の減少」とされ、さっそく、安全対策や気軽な交流の場づくり等の提案もありました。

次回は12月22日(日)に、今回の意見をもち、「地域をより良くするには?」地域のこ、担い手のこと、話し合いましょう」をテーマに、今後の地域と地域活動のあり方について話し合いを深めます。



令和6年度
まちづくり検討会議
メンバー **大募集!!**

あなたの **アイデア** を **カタチ** にしませんか?

「まちづくり検討会議」とは

地域活動について地域と学生が「一緒に考え、取り組む」機会として実施しています。学生が企画段階から地域に参加し、地域のニーズや課題を知ることから始まります。学生からアイデアを提案し、提案した内容を地域と学生が一緒に実践するという活動です。

まちづくり検討会議 3ステップ

STEP 01 知る
地域と学生が連携対話し、地域のニーズや課題を知る

STEP 02 提案
学生の視点からニーズや課題に対してアイデアを提案

STEP 03 実践
提案した内容を地域と学生が一緒に実践

申込締切 **4/30(水)**

対象 **茨木市在住・在学 大学生**

申込方法
右記QRから必要事項を入力しお申込みください。
申込み多数の場合は、希望地域の活動に参加できない場合があります。

茨木市 市民文化部 地域コミュニティ課
tel:072-620-1604 mail:community@city.ibaraki.lg.jp

3. 消費生活センターの共同処理

全国の消費者行政の広域連携の状況

市区町村（政令市を除く。）における相談窓口（消費生活センターを含む。）の設置状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
相談窓口設置の市区町村数 (設置率)	1,375 (77.6%)	1,490 (86.1%)	1,580 (91.4%)	1,603 (93.1%)	1,627 (94.5%)	1,717 (99.8%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)
うちセンター設置	379	525	636	725	773	814	862	932	1,019	1,084	1,083	1,095	1,116	1,118	1,132
うち単独設置	348	462	536	577	601	622	647	660	691	724	727	726	729	732	733
広域連携	31	63	100	148	172	192	215	272	328	360	356	369	387	386	399
うち相談窓口設置	996	965	944	878	854	903	859	789	702	637	638	626	605	603	589
うち単独設置	989	959	939	869	843	893	849	783	694	635	637	626	605	603	588
広域連携	7	6	5	9	11	10	10	6	8	2	1	0	0	0	1
相談窓口未設置の市区町村数 (未設置率)	396 (22.4%)	241 (13.9%)	148 (8.6%)	119 (6.9%)	95 (5.5%)	4 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
(参考) 市区町村数	1,771	1,731	1,728	1,722	1,722	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721

出典：消費者庁 令和5年度地方消費生活行政の現況調査

●平成27年に相談窓口の設置率は100%となり、政令市を除く全国1,721市区町村のうち225市区町村が広域連携により設置（広域でのセンターが215、広域での相談窓口が10）

⇒広域連携による設置率 約13.1%

●令和5年では、政令市を除く全国1,721市区町村のうち400市区町村が広域により設置

⇒広域連携による設置率 **約23.2%**

大阪府内の消費生活センター（相談窓口）の設置状況

市町村	設置状況	受付曜日						相談時間	
		月	火	水	木	金	土		
豊能	豊中市	豊中市立生活情報センター くらしかん	○	○	○	○	○	—	9:00~17:00
	池田市	池田市立消費生活センター	○	○	○	○	○	—	9:30~16:00
	箕面市	箕面市消費生活センター	○	○	○	○	○	—	10:00~15:00
	豊能町	豊能町住民部住民人権課	○	○	—	○	△	—	10:00~16:00 (金曜のみ) 10:00~13:00
	能勢町	消費者相談窓口	○	○	○	○	○	—	9:00~17:00
三島	吹田市	消費生活センター	○	○	○	○	○	—	9:00~17:00
	高槻市	高槻市立消費生活センター	○	○	○	○	○	—	9:00~12:00 13:00~17:00
	茨木市	茨木市消費生活センター	○	○	○	○	○	△	9:00~16:30 (第2,4土曜) 9:00~12:00
	摂津市	摂津市消費生活相談ルーム	○	○	○	○	○	—	9:00~17:00
	島本町	島本町消費者相談	○	—	○	—	○	—	10:00~12:00
北河内	守口市	守口市消費生活センター	○	○	○	○	○	—	9:00~16:30
	枚方市	枚方市立消費生活センター	○	○	○	○	○	—	9:30~16:30
	寝屋川市	寝屋川市立消費生活センター	○	○	○	○	○	○	9:00~16:00
	大東市	消費生活センター	○	○	○	○	○	—	9:00~12:00 12:45~17:00
	門真市	門真市消費生活センター	○	○	○	○	○	△	(平日,第2,4土曜) 9:30~12:00 12:45~16:30
	四條畷市	消費生活センター	○	○	○	○	○	—	10:00~16:00 (木曜のみ) 10:00~12:00
	交野市	交野市消費生活センター	○	○	○	○	○	—	9:30~16:00
中河内	八尾市	八尾市消費生活センター	○	○	○	○	○	—	9:00~17:00
	柏原市	柏原市消費生活センター	○	○	—	○	○	—	10:30~16:00
	東大阪市	消費生活センター	○	○	○	○	○	—	9:30~16:00

大阪府内の消費生活センター（相談窓口）の設置状況

市町村	設置状況	受付曜日						相談時間	
		月	火	水	木	金	土		
南河内	富田林市 (太子町) (河南町) (千早赤阪村)	富田林市消費生活センター (事務協定による広域連携)	○	○	○	○	○	—	9:00~12:00 13:00~16:00
	河内長野市	消費生活センター	○	○	○	○	○	—	10:00~16:00
	松原市	松原市消費生活センター	○	○	○	○	○	—	10:00~12:00 13:00~17:00
	羽曳野市	羽曳野市消費生活センター	○	○	○	○	○	—	10:00~12:00 13:00~16:00
	藤井寺市	藤井寺市消費生活センター	○	○	○	○	○	—	10:00~12:00 12:45~16:00
	大阪狭山市	消費生活センター	○	○	○	○	○	—	10:00~12:00 12:45~16:00
泉北	堺市	堺市立消費生活センター	○	○	○	○	○	—	9:00~17:00
	泉大津市	消費生活センター	○	○	○	○	○	—	13:00~16:00
	和泉市	和泉市消費生活センター	○	○	○	○	○	—	9:00~17:15
	高石市	高石市消費生活センター	○	○	○	○	○	—	9:00~16:45
	忠岡町	忠岡町消費生活相談	—	○	—	—	○	—	13:00~16:00
泉南	岸和田市	岸和田市立消費生活センター	○	○	○	○	○	—	10:00~12:00 13:00~16:00
	貝塚市	消費生活センター	○	○	○	○	○	—	10:00~12:00 13:00~16:30
	泉佐野市	泉佐野市消費生活センター	○	○	○	○	○	—	9:00~16:30
	泉南市	泉南市消費生活センター	○	○	○	○	○	—	10:00~12:00 13:00~16:00
	阪南市	阪南市消費生活センター	○	○	○	—	○	—	13:00~16:00
	熊取町	熊取町消費生活センター	△	○	○	○	○	—	(月曜は第1,3のみ) 13:00~17:00
	田尻町	相談スペース『ほっ…と。』	○	—	—	○	—	—	10:00~12:00 13:00~14:30
岬町	消費者相談	—	—	—	—	△	—	(第2金曜のみ) 13:00~16:00	

全国と大阪府の広域連携による設置率の比較

全国

- 令和5年では、政令市を除く全国1,721市区町村のうち400市区町村が広域により設置

⇒広域連携による設置率 **約23.2%**

大阪府

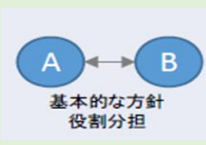
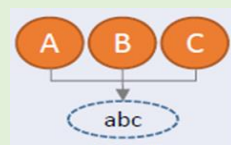
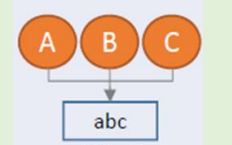


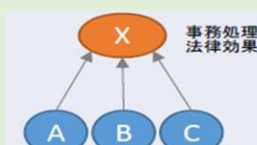
- 政令市を除く大阪府内の41市町村のうち4市町村が広域により設置

⇒広域連携による設置率 **約9.8%**

※富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村による1事例のみ

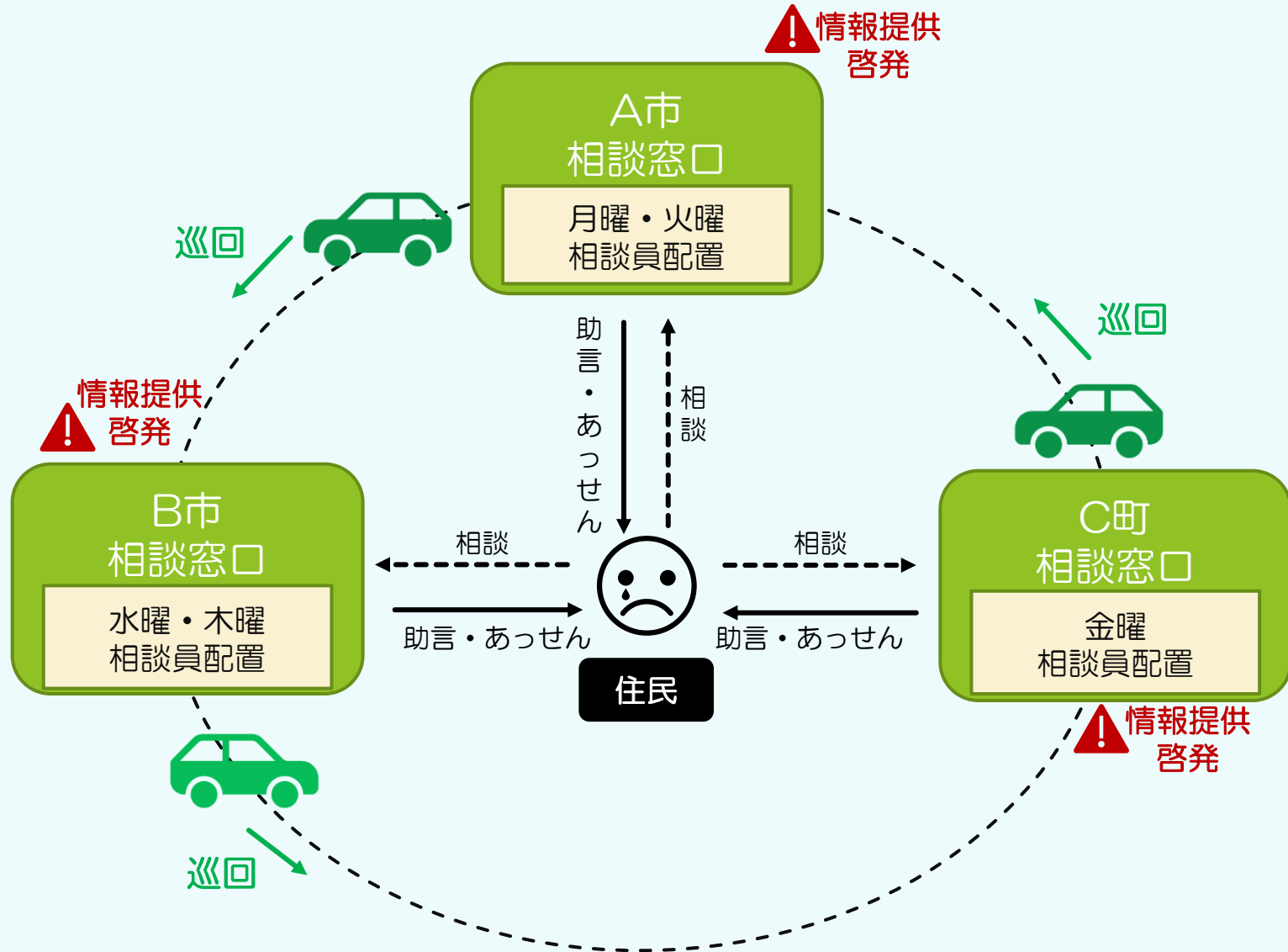
大阪府の広域連携による消費生活センター（相談窓口含む）の設置率は、全国と比較して**半分以下**

地方自治法上の広域連携

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
位置づけ	地方公共団体相互間の協力					地方公共団体の組合	
連携 イメージ							
組織	法人格なし						
	—	構成団体職員が処理 ※ <u>機関なし</u>	構成団体職員が処理 ※ <u>機関あり</u>	受託団体 (A) が 事務を処理	(A) が (B) の 事務を処理	独立した法人格あり	
法律効果の帰属	—	各構成団体	各構成団体	受託団体 (A)	(B)	一部事務組合	広域連合
手続 設置・解散 規約改正	①関係団体の協議、規約作成 (設置時のみ) ②関係団体の議会の 議決 ③知事への 届出					①関係団体の協議、規約作成 (設置時のみ) ②関係団体の議会の 議決 ③知事の 許可 (解散は届出)	
課題	別途、事務の委託等の手続が必要。	責任の帰属が問われやすい事務には不適。	指揮命令系統が不明確になる可能性。	委託団体は、権限を喪失。受託団体は全責任を負う。	管理執行と事務処理の結果の責任所在が不一致。	構成団体は権限行使不可。機動性に乏しい	一組とほぼ同様。
活用事例	・廃棄物 (し尿以外) の処理	・豊能地区教職員人事 ・泉州北部小児救急医療	・広域まちづくり課 ・広域福祉課 ・介護認定審査会	・埋蔵文化財に係る事務 ・し尿処理事務	・簡易水道	・大阪南消防 ・泉北環境整備施設組合	・大阪府後期高齢者医療

広域連携による実施のあり方（巡回方式）

<巡回方式>



【想定される形式】

- 連携協約（地方自治法第252条の2）
- 協議会（地方自治法第252条の2の2～第252条の6）
- 事務協定

【方式の概要】

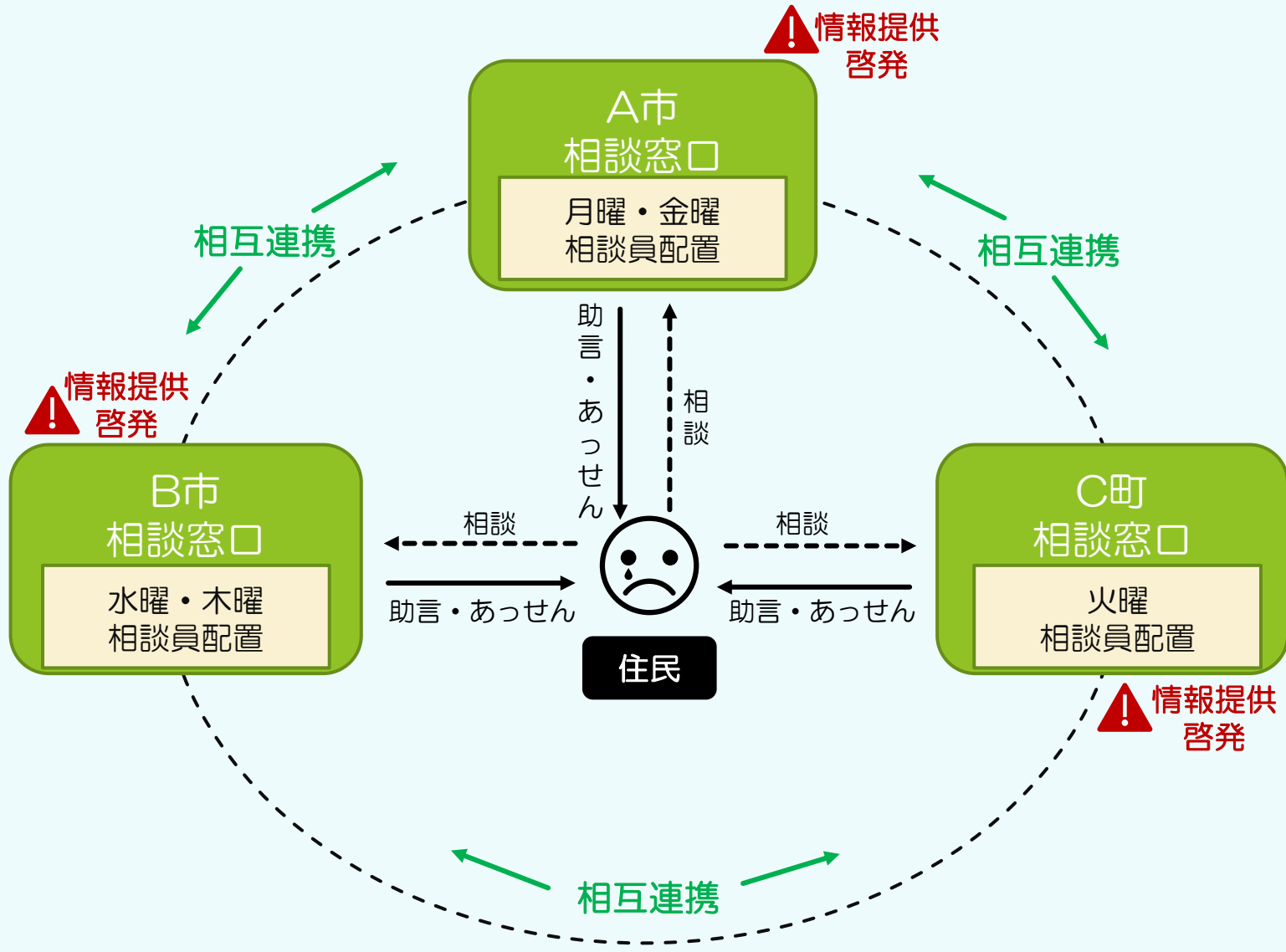
広域連携を構成する市町村（構成市町村）が、共同して消費生活相談員を雇用する（NPO等への委託も含む）。共同して雇用された同一の消費生活相談員が、各構成市町村を巡回して相談業務に当たる。各構成市町村は、住民に対する情報提供・啓発を行う。

【住民のメリット】

単独では相談員を配置することや消費生活センターを設置することが困難な市町村の住民であっても、専門の相談員による相談を受けることができる。また、住民は、曜日を問わず同一の消費生活相談員に相談することが可能。

広域連携による実施のあり方（相互乗入方式）

<相互乗入方式>



【想定される形式】

- 連携協約（地方自治法第252条の2）
- 協議会（地方自治法第252条の2の2～第252条の6）
- 事務協定

【方式の概要】

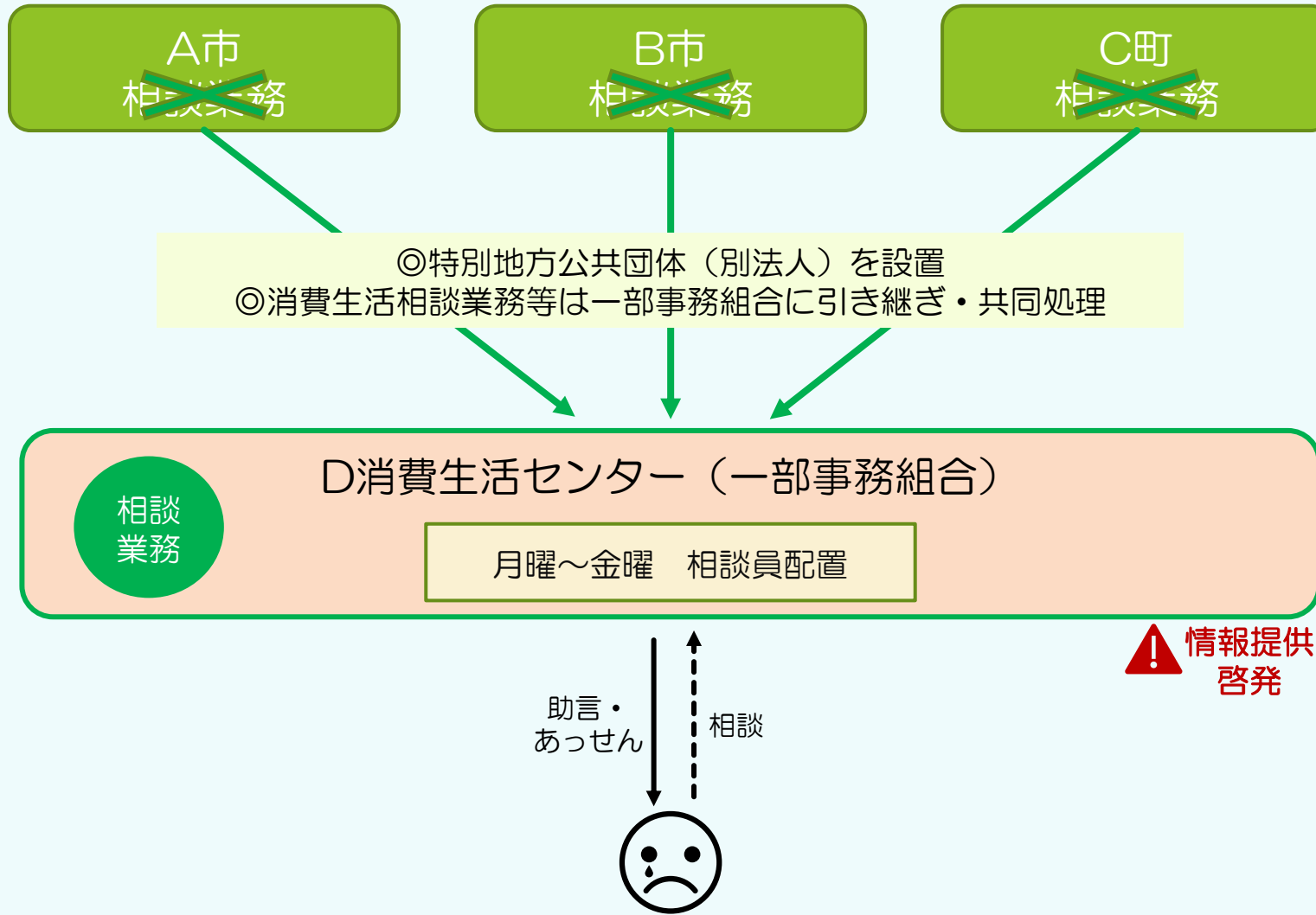
構成市町村がそれぞれ消費生活相談員を雇用し、それぞれの相談窓口に配置する（NPO等への委託も含む）。各構成市町村の窓口は、当該市町村の住民からの相談のみならず、他の構成市町村の住民からの相談についても受け付ける。各構成市町村は、住民に対する情報提供・啓発を行う。

【住民のメリット】

単独では複数曜日に窓口を開設することが困難な市町村の住民であっても、より多くの曜日に専門の相談員による相談を受けることができる。また構成市町村の住民は自らの住む地方公共団体の窓口で相談しにくい場合には、他の地方公共団体の窓口で相談することも可能となる。

広域連携による実施のあり方（事務組合方式）

<事務組合方式>



【想定される形式】

- 一部事務組合（地方自治法第284条～291条）
- 広域連合（地方自治法第284条、285条の2、291条の2～291条の13）

【方式の概要】

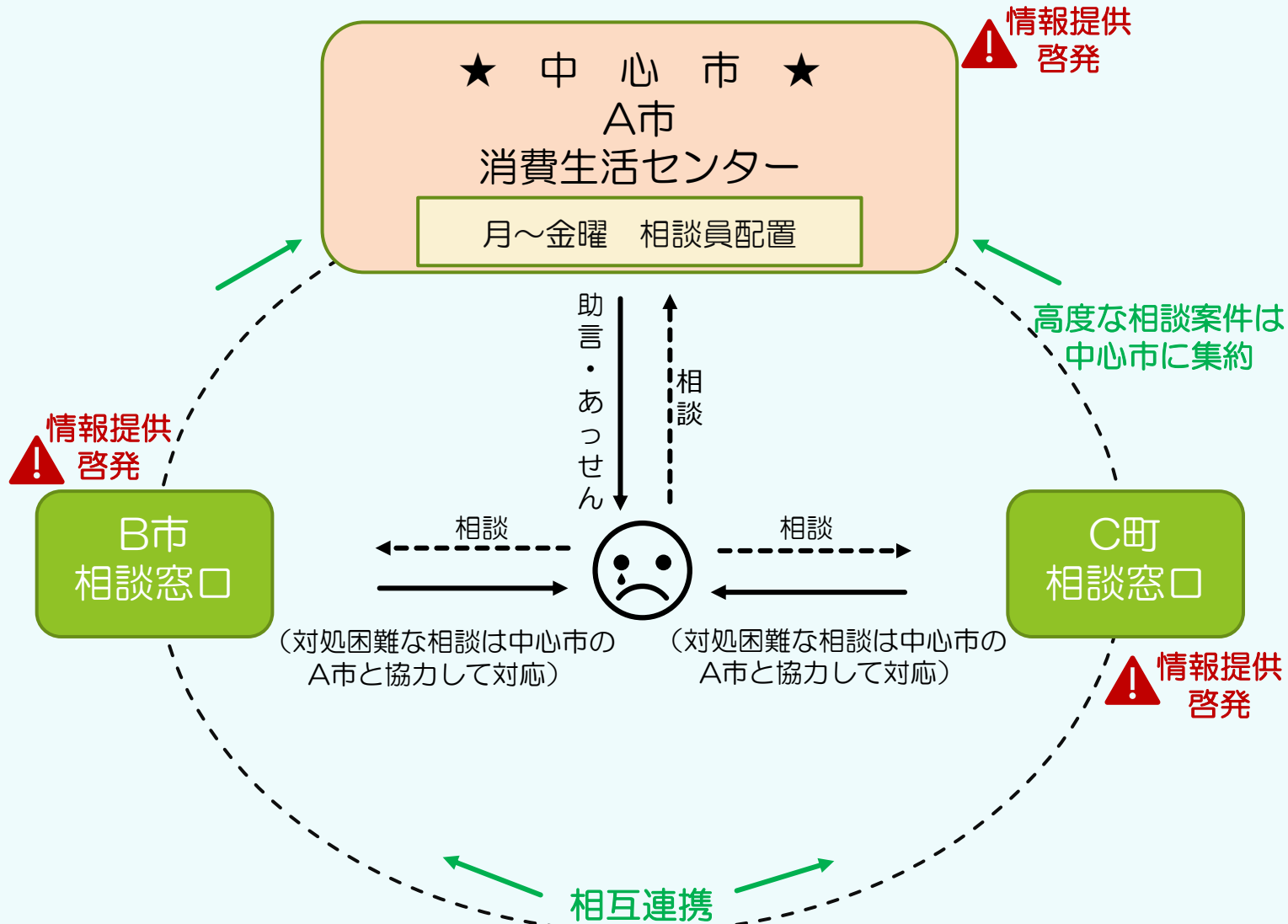
構成市町村が共同して「特別地方公共団体」を設置の上、消費生活相談や情報提供・啓発に係る事務を共同処理するものである。この場合、消費生活相談員は「特別地方公共団体」が雇用、配置し、当該一部事務組合共通の窓口で相談対応をすることとなる。

【住民のメリット】

単独では相談員を配置することや消費生活センターを設置することが困難な市町村の住民であっても、専門の相談員による相談を受けることができる。

広域連携による実施のあり方（中心市町村集約方式）

< 中心市町村集約方式（周辺自治体継続型） >



【想定される形式】

- 連携協約（地方自治法第252条の2）
- 協議会（地方自治法第252条の2の2～第252条の6）
- 事務の委託（地方自治法第252条の14～第252条の16）
- 事務の代執行（地方自治法第252条16の2～第252条の16の4）
- 事務協定

【方式の概要】

構成市町村のうち、中心となる市町村の広域的対応窓口で消費生活相談業務を集約する。「中心市町村集約方式」には、中心市町村に完全に集約した上で相談業務を実施する方法と、中心となる市町村以外の構成市町村も相談業務を継続し、専門性の高い相談を始め自前で対処困難な相談については中心市町村と協力して対応する方法がある。

いずれの方法も単純に窓口を紹介するにとどまらず、確実に中心市につなぐように努めなければならない。

また、中心市町村、周辺市町村ともに住民に対する情報提供・啓発を行う。

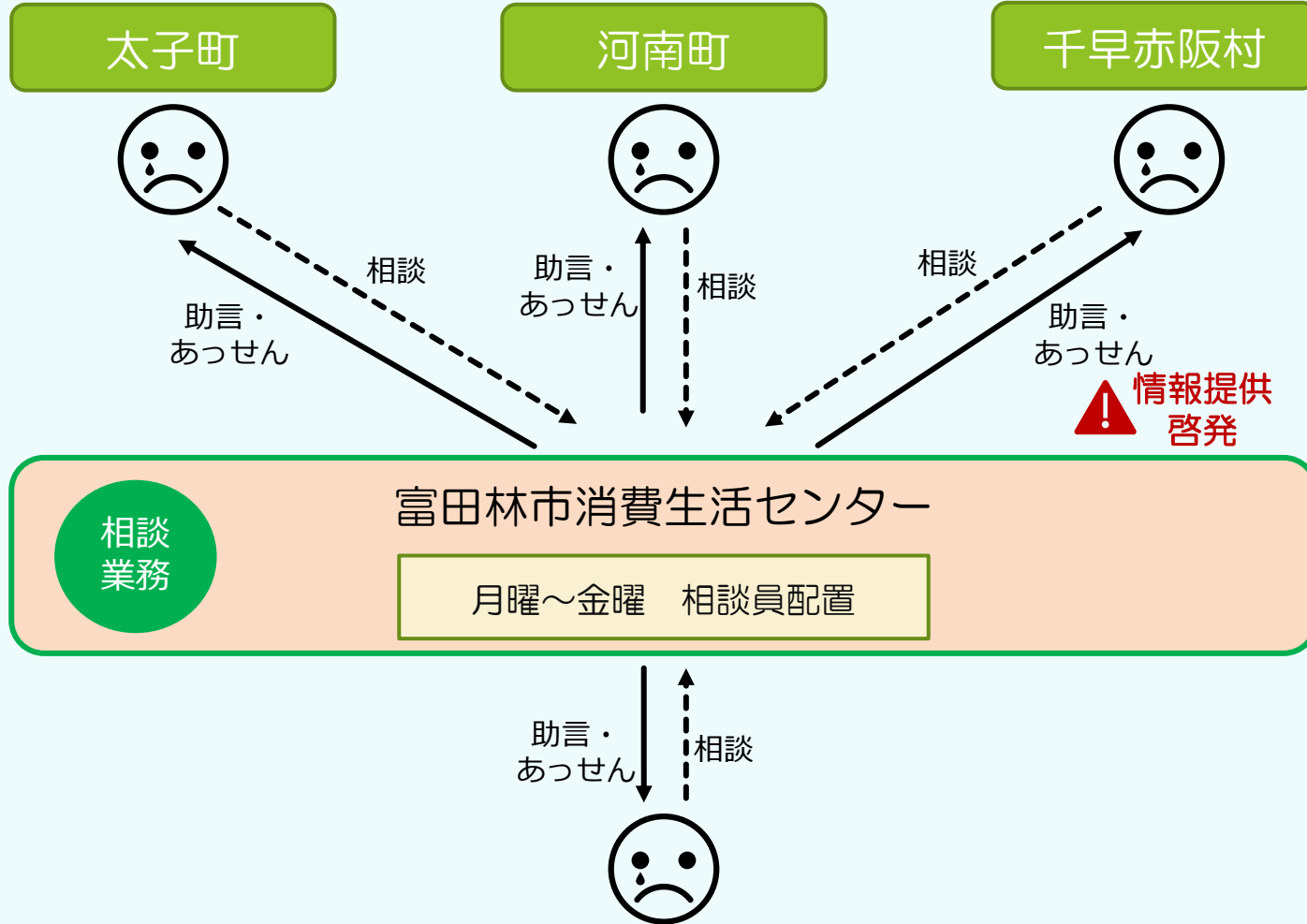
【住民のメリット】

単独では相談員を配置することや消費生活センターを設置することが困難な市町村の住民であっても、専門の相談員による相談を受けることができる。

南河内1市2町1村による連携事例

< 中心市町村集約方式（完全集約型） >

事務協定



【連携のあり方】

- ・事務協定

【連携開始時期】

平成28年4月1日～

【方式の概要】

構成市町村のうち、中心市町村である富田林市に消費生活相談の広域的対応窓口（富田林市役所2階）を設置し、構成市町村内の消費生活相談や情報提供・啓発に係る事務を共同処理する。

消費生活相談に係る経費（消費生活相談員賃金、研修参加費、旅費、共済費、消耗品費、通信運搬費、機器使用料など）は、構成市町村が負担。

事務協定の協定期間は1年、構成市町村から解除の通知がない場合は、協定期間を自動更新。

富田林市消費生活センターに関する業務等について条例等を制定及び改廃する場合には、あらかじめ構成市町村長に通知する。

消費生活センターの広域連携の効果・課題

広域連携にかかる効果

項目	効果
住民メリット向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な役場では相談しにくい場合、他町で専門相談員に相談可能。 ○ 相互乗入方式であれば、関係市町村のどこでも消費生活相談が可能 ○ 専門的な知識・経験等を有する消費生活相談員等が対応することにより相談の充実が図られる
経費的側面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町村単独で設置するより負担軽減
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣で起きている広範囲の消費者問題の情報収集が可能になり、処理能力の向上が期待
相談員の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弁護士研修により事例や経過を学ぶ機会が設けられ、構成市町相談員相互の支援関係も強化
相談件数の掘り起こし	<ul style="list-style-type: none"> ○ センターが設置されていない自治体で埋もれていた相談事案の掘り起こしが可能（相談件数の増加）

広域連携にかかる課題

項目	課題
経費的側面 (基金とも関連)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基金終了後の相談員確保等の財源確保が困難
距離的側面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の市町村において相談窓口まで遠方である
認知度にか かる課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連携は最近の取組であり、広報等による周知が課題（74の連携数のうち、59の連携が平成21年度以降のもの）
構成市町村 にかかる課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市集約方式を採用する広域連携においては、関係市町村間で意識に温度差あり ○ 市町村毎に財政状況や方針及び相談件数等が異なることから、分担金の設定において、調整が困難となるケースもあり